

正誤表

当資料に下記の誤りがありました。お詫びして訂正致します。

※訂正箇所は赤字部分です。

項目	誤	正																									
2ページ 表2-2	表 2 - 2	表 1 - 2																									
44ページ 24行目	以下のいずれかに該当する樹木のうち、	以下のいずれかに該当する樹木のうち、																									
62ページ 表15-4	・屋外広告物の重点地区基準は、広告物共通基準に準じる。	・屋外広告物の重点地区基準は、 <b>西宮市屋外広告物条例に基づく基準</b> に準じる。																									
67ページ 表18-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑化</td> <td>・壁面の最大投影立面積率は1,500㎡以下とする ※12頁 算定方法に準じる</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">色彩</td> <td>・外壁、屋根など外観に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、次の範囲内の数値とする。(無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラス等を使用する部分、及び各壁面の見付面積の10分の1以下の部分は除く。)</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・2以上8.5以下 (建築面積が500㎡を超え、または、高さが10mを超えるものは4以上8.5以下)</td> <td>・R(赤)系、YR(黄赤)系、Y(黄)系(0～5.0V)の色相：4以下 ・上記以外の色相：2以下</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	緑化	・壁面の最大投影立面積率は1,500㎡以下とする ※12頁 算定方法に準じる	色彩	・外壁、屋根など外観に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、次の範囲内の数値とする。(無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラス等を使用する部分、及び各壁面の見付面積の10分の1以下の部分は除く。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・2以上8.5以下 (建築面積が500㎡を超え、または、高さが10mを超えるものは4以上8.5以下)</td> <td>・R(赤)系、YR(黄赤)系、Y(黄)系(0～5.0V)の色相：4以下 ・上記以外の色相：2以下</td> </tr> </tbody> </table>	明度	彩度	・2以上8.5以下 (建築面積が500㎡を超え、または、高さが10mを超えるものは4以上8.5以下)	・R(赤)系、YR(黄赤)系、Y(黄)系(0～5.0V)の色相：4以下 ・上記以外の色相：2以下	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>形態</td> <td>・壁面の最大投影立面積率は1,500㎡以下とする。 ※12頁 算定方法に準じる</td> </tr> <tr> <td>緑化</td> <td>・敷地の道路に面する部分の開口緑率率は、10%以上とする。 (建築面積が500㎡以下かつ高さが10m以下の建築物の敷地で、地形上道路際に緑を植栽することが困難な場合など、市長がやむを得ないと認める場合を除く。) ※13頁 算定方法に準じる</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">色彩</td> <td>・外壁、屋根など外観に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、次の範囲内の数値とする。(無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラス等を使用する部分、及び各壁面の見付面積の10分の1以下の部分は除く。)</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・2以上8.5以下 (建築面積が500㎡を超え、または、高さが10mを超えるものは4以上8.5以下)</td> <td>・R(赤)系、YR(黄赤)系、Y(黄)系(0～5.0V)の色相：4以下 ・上記以外の色相：2以下</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	形態	・壁面の最大投影立面積率は1,500㎡以下とする。 ※12頁 算定方法に準じる	緑化	・敷地の道路に面する部分の開口緑率率は、10%以上とする。 (建築面積が500㎡以下かつ高さが10m以下の建築物の敷地で、地形上道路際に緑を植栽することが困難な場合など、市長がやむを得ないと認める場合を除く。) ※13頁 算定方法に準じる	色彩	・外壁、屋根など外観に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、次の範囲内の数値とする。(無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラス等を使用する部分、及び各壁面の見付面積の10分の1以下の部分は除く。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・2以上8.5以下 (建築面積が500㎡を超え、または、高さが10mを超えるものは4以上8.5以下)</td> <td>・R(赤)系、YR(黄赤)系、Y(黄)系(0～5.0V)の色相：4以下 ・上記以外の色相：2以下</td> </tr> </tbody> </table>	明度	彩度	・2以上8.5以下 (建築面積が500㎡を超え、または、高さが10mを超えるものは4以上8.5以下)	・R(赤)系、YR(黄赤)系、Y(黄)系(0～5.0V)の色相：4以下 ・上記以外の色相：2以下	
項目	基準																										
緑化	・壁面の最大投影立面積率は1,500㎡以下とする ※12頁 算定方法に準じる																										
色彩	・外壁、屋根など外観に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、次の範囲内の数値とする。(無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラス等を使用する部分、及び各壁面の見付面積の10分の1以下の部分は除く。)																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・2以上8.5以下 (建築面積が500㎡を超え、または、高さが10mを超えるものは4以上8.5以下)</td> <td>・R(赤)系、YR(黄赤)系、Y(黄)系(0～5.0V)の色相：4以下 ・上記以外の色相：2以下</td> </tr> </tbody> </table>	明度	彩度	・2以上8.5以下 (建築面積が500㎡を超え、または、高さが10mを超えるものは4以上8.5以下)	・R(赤)系、YR(黄赤)系、Y(黄)系(0～5.0V)の色相：4以下 ・上記以外の色相：2以下																						
明度	彩度																										
・2以上8.5以下 (建築面積が500㎡を超え、または、高さが10mを超えるものは4以上8.5以下)	・R(赤)系、YR(黄赤)系、Y(黄)系(0～5.0V)の色相：4以下 ・上記以外の色相：2以下																										
項目	基準																										
形態	・壁面の最大投影立面積率は1,500㎡以下とする。 ※12頁 算定方法に準じる																										
緑化	・敷地の道路に面する部分の開口緑率率は、10%以上とする。 (建築面積が500㎡以下かつ高さが10m以下の建築物の敷地で、地形上道路際に緑を植栽することが困難な場合など、市長がやむを得ないと認める場合を除く。) ※13頁 算定方法に準じる																										
色彩	・外壁、屋根など外観に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、次の範囲内の数値とする。(無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラス等を使用する部分、及び各壁面の見付面積の10分の1以下の部分は除く。)																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・2以上8.5以下 (建築面積が500㎡を超え、または、高さが10mを超えるものは4以上8.5以下)</td> <td>・R(赤)系、YR(黄赤)系、Y(黄)系(0～5.0V)の色相：4以下 ・上記以外の色相：2以下</td> </tr> </tbody> </table>	明度	彩度	・2以上8.5以下 (建築面積が500㎡を超え、または、高さが10mを超えるものは4以上8.5以下)	・R(赤)系、YR(黄赤)系、Y(黄)系(0～5.0V)の色相：4以下 ・上記以外の色相：2以下																						
明度	彩度																										
・2以上8.5以下 (建築面積が500㎡を超え、または、高さが10mを超えるものは4以上8.5以下)	・R(赤)系、YR(黄赤)系、Y(黄)系(0～5.0V)の色相：4以下 ・上記以外の色相：2以下																										
67ページ 表18-4	・屋外広告物の重点地区基準は、広告物共通基準に準じる。	・屋外広告物の重点地区基準は、 <b>西宮市屋外広告物条例に基づく基準</b> に準じる。																									
70ページ 図14 2行目	※建築物の構造等の条件により7mとなる場合がある	※建築物の構造等の条件により7mとなる場合がある。																									
71ページ 表20-1 6行目	セットバック空間 ※3-2 参照のこと	セットバック空間 ※p69,70 参照のこと																									
71ページ 表20-1 7行目	パブリック空間 ※3-2 参照のこと	パブリック空間 ※p69,70 参照のこと																									
83ページ 表24-4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通</td> <td>・表示面以外の枠、支柱等の色彩は、彩度1以下とする。 ・蛍光色及び夜光塗料は使用しない。 ・マンセル表色系による色相・彩度が次の範囲内の数値の色彩(以下「高彩度色」という。)を使用する場合は、原則として2色以下とする。  <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>P系, RP系, R系, YR系 (0～7.5VRのみ)</th> <th>左記以外の色相</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>彩度</td> <td>10を超えるもの</td> <td>8を超えるもの</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>・地色として高彩度色を使用する面積の表示面積に対する割合は、原則50%以下とする。</td> </tr> <tr> <td>文字 サイズ</td> <td>・原則として、一文字あたり2.0m四方以下(掲出高さが地上から5m以下の場合、1.5m四方以下)とする。</td> </tr> <tr> <td>余白</td> <td>・表示面の縁には、文字やロゴマーク等を表示しない部分を表示面積の40%程度設ける。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・LEDやネオン管などの発光型サインや照明は、歩行者及び周辺にまぶしさなどの不快感を与えず、また交通信号灯の認識に支障がないように表示位置、方向、明るさ(輝度)及び発光部分の大きさなどに配慮する。</td> </tr> <tr> <td>壁面</td> <td>・建物の外郭線からはみ出さないようにする。 ・開口部にはみ出さないようにする。 ・建物の軒の高さを超えて表示しないようにする。</td> </tr> <tr> <td>突出</td> <td>・出幅は建築物の壁面から1.0m以下とする。 ・道路上に設置しない。 ・設置する壁面の上端からはみ出さないようにする。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	共通	・表示面以外の枠、支柱等の色彩は、彩度1以下とする。 ・蛍光色及び夜光塗料は使用しない。 ・マンセル表色系による色相・彩度が次の範囲内の数値の色彩(以下「高彩度色」という。)を使用する場合は、原則として2色以下とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>P系, RP系, R系, YR系 (0～7.5VRのみ)</th> <th>左記以外の色相</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>彩度</td> <td>10を超えるもの</td> <td>8を超えるもの</td> </tr> </tbody> </table>	色相	P系, RP系, R系, YR系 (0～7.5VRのみ)	左記以外の色相	彩度	10を超えるもの	8を超えるもの	・地色として高彩度色を使用する面積の表示面積に対する割合は、原則50%以下とする。	文字 サイズ	・原則として、一文字あたり2.0m四方以下(掲出高さが地上から5m以下の場合、1.5m四方以下)とする。	余白	・表示面の縁には、文字やロゴマーク等を表示しない部分を表示面積の40%程度設ける。	その他	・LEDやネオン管などの発光型サインや照明は、歩行者及び周辺にまぶしさなどの不快感を与えず、また交通信号灯の認識に支障がないように表示位置、方向、明るさ(輝度)及び発光部分の大きさなどに配慮する。	壁面	・建物の外郭線からはみ出さないようにする。 ・開口部にはみ出さないようにする。 ・建物の軒の高さを超えて表示しないようにする。	突出	・出幅は建築物の壁面から1.0m以下とする。 ・道路上に設置しない。 ・設置する壁面の上端からはみ出さないようにする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td>・屋外広告物の重点地区基準は、<b>西宮市屋外広告物条例に基づく基準</b>に準じる。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	共通	・屋外広告物の重点地区基準は、 <b>西宮市屋外広告物条例に基づく基準</b> に準じる。
項目	基準																										
共通	・表示面以外の枠、支柱等の色彩は、彩度1以下とする。 ・蛍光色及び夜光塗料は使用しない。 ・マンセル表色系による色相・彩度が次の範囲内の数値の色彩(以下「高彩度色」という。)を使用する場合は、原則として2色以下とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>P系, RP系, R系, YR系 (0～7.5VRのみ)</th> <th>左記以外の色相</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>彩度</td> <td>10を超えるもの</td> <td>8を超えるもの</td> </tr> </tbody> </table>	色相	P系, RP系, R系, YR系 (0～7.5VRのみ)		左記以外の色相	彩度	10を超えるもの	8を超えるもの																			
	色相	P系, RP系, R系, YR系 (0～7.5VRのみ)	左記以外の色相																								
	彩度	10を超えるもの	8を超えるもの																								
	・地色として高彩度色を使用する面積の表示面積に対する割合は、原則50%以下とする。																										
文字 サイズ	・原則として、一文字あたり2.0m四方以下(掲出高さが地上から5m以下の場合、1.5m四方以下)とする。																										
余白	・表示面の縁には、文字やロゴマーク等を表示しない部分を表示面積の40%程度設ける。																										
その他	・LEDやネオン管などの発光型サインや照明は、歩行者及び周辺にまぶしさなどの不快感を与えず、また交通信号灯の認識に支障がないように表示位置、方向、明るさ(輝度)及び発光部分の大きさなどに配慮する。																										
壁面	・建物の外郭線からはみ出さないようにする。 ・開口部にはみ出さないようにする。 ・建物の軒の高さを超えて表示しないようにする。																										
突出	・出幅は建築物の壁面から1.0m以下とする。 ・道路上に設置しない。 ・設置する壁面の上端からはみ出さないようにする。																										
項目	基準																										
共通	・屋外広告物の重点地区基準は、 <b>西宮市屋外広告物条例に基づく基準</b> に準じる。																										
91ページ 表27-4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通</td> <td>・表示面以外の枠、支柱等の色彩は、彩度1以下とする。 ・蛍光色及び夜光塗料は使用しない。 ・マンセル表色系による色相・彩度が次の範囲内の数値の色彩(以下「高彩度色」という。)を使用する場合は、原則として2色以下とする。  <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>P系, RP系, R系, YR系 (0～7.5VRのみ)</th> <th>左記以外の色相</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>彩度</td> <td>10を超えるもの</td> <td>8を超えるもの</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>・地色として高彩度色を使用する面積の表示面積に対する割合は、原則50%以下とする。</td> </tr> <tr> <td>文字 サイズ</td> <td>・原則として、一文字あたり2.0m四方以下(掲出高さが地上から5m以下の場合、1.5m四方以下)とする。</td> </tr> <tr> <td>余白</td> <td>・表示面の縁には、文字やロゴマーク等を表示しない部分を表示面積の40%程度設ける。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・LEDやネオン管などの発光型サインや照明は、歩行者及び周辺にまぶしさなどの不快感を与えず、また交通信号灯の認識に支障がないように表示位置、方向、明るさ(輝度)及び発光部分の大きさなどに配慮する。</td> </tr> <tr> <td>壁面</td> <td>・建物の外郭線からはみ出さないようにする。 ・開口部にはみ出さないようにする。 ・建物の軒の高さを超えて表示しないようにする。</td> </tr> <tr> <td>突出</td> <td>・出幅は建築物の壁面から1.0m以下とする。 ・道路上に設置しない。 ・設置する壁面の上端からはみ出さないようにする。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	共通	・表示面以外の枠、支柱等の色彩は、彩度1以下とする。 ・蛍光色及び夜光塗料は使用しない。 ・マンセル表色系による色相・彩度が次の範囲内の数値の色彩(以下「高彩度色」という。)を使用する場合は、原則として2色以下とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>P系, RP系, R系, YR系 (0～7.5VRのみ)</th> <th>左記以外の色相</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>彩度</td> <td>10を超えるもの</td> <td>8を超えるもの</td> </tr> </tbody> </table>	色相	P系, RP系, R系, YR系 (0～7.5VRのみ)	左記以外の色相	彩度	10を超えるもの	8を超えるもの	・地色として高彩度色を使用する面積の表示面積に対する割合は、原則50%以下とする。	文字 サイズ	・原則として、一文字あたり2.0m四方以下(掲出高さが地上から5m以下の場合、1.5m四方以下)とする。	余白	・表示面の縁には、文字やロゴマーク等を表示しない部分を表示面積の40%程度設ける。	その他	・LEDやネオン管などの発光型サインや照明は、歩行者及び周辺にまぶしさなどの不快感を与えず、また交通信号灯の認識に支障がないように表示位置、方向、明るさ(輝度)及び発光部分の大きさなどに配慮する。	壁面	・建物の外郭線からはみ出さないようにする。 ・開口部にはみ出さないようにする。 ・建物の軒の高さを超えて表示しないようにする。	突出	・出幅は建築物の壁面から1.0m以下とする。 ・道路上に設置しない。 ・設置する壁面の上端からはみ出さないようにする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td>・屋外広告物の重点地区基準は、<b>西宮市屋外広告物条例に基づく基準</b>に準じる。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	共通	・屋外広告物の重点地区基準は、 <b>西宮市屋外広告物条例に基づく基準</b> に準じる。
項目	基準																										
共通	・表示面以外の枠、支柱等の色彩は、彩度1以下とする。 ・蛍光色及び夜光塗料は使用しない。 ・マンセル表色系による色相・彩度が次の範囲内の数値の色彩(以下「高彩度色」という。)を使用する場合は、原則として2色以下とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>P系, RP系, R系, YR系 (0～7.5VRのみ)</th> <th>左記以外の色相</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>彩度</td> <td>10を超えるもの</td> <td>8を超えるもの</td> </tr> </tbody> </table>	色相	P系, RP系, R系, YR系 (0～7.5VRのみ)		左記以外の色相	彩度	10を超えるもの	8を超えるもの																			
	色相	P系, RP系, R系, YR系 (0～7.5VRのみ)	左記以外の色相																								
	彩度	10を超えるもの	8を超えるもの																								
	・地色として高彩度色を使用する面積の表示面積に対する割合は、原則50%以下とする。																										
文字 サイズ	・原則として、一文字あたり2.0m四方以下(掲出高さが地上から5m以下の場合、1.5m四方以下)とする。																										
余白	・表示面の縁には、文字やロゴマーク等を表示しない部分を表示面積の40%程度設ける。																										
その他	・LEDやネオン管などの発光型サインや照明は、歩行者及び周辺にまぶしさなどの不快感を与えず、また交通信号灯の認識に支障がないように表示位置、方向、明るさ(輝度)及び発光部分の大きさなどに配慮する。																										
壁面	・建物の外郭線からはみ出さないようにする。 ・開口部にはみ出さないようにする。 ・建物の軒の高さを超えて表示しないようにする。																										
突出	・出幅は建築物の壁面から1.0m以下とする。 ・道路上に設置しない。 ・設置する壁面の上端からはみ出さないようにする。																										
項目	基準																										
共通	・屋外広告物の重点地区基準は、 <b>西宮市屋外広告物条例に基づく基準</b> に準じる。																										

項目	誤	正																																																																																										
98ページ 表30-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">色彩 (外壁)</td> <td>・ 工作物に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、次の範囲内の数値とする（無着色の木材、石材、ガラス、素焼きレンガ等で地域風土に調和する色彩のものを使用する部分は除く。）。</td> </tr> <tr> <td>(1) 高さが5m以下の工作物は、次の範囲内の数値とする。</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>N系</th> <th>YR系、Y系 (0～5.0Y)</th> <th>左記以外の色相</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明度</td> <td colspan="3">9.0以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>—</td> <td>4以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>(2) 高さが5mを超える工作物は、次の範囲内の数値とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>①主たる背景が樹林の場合 ②主たる背景が空の場合 ③主たる背景が建築物等の場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>色相</td> <td>YR、Y、GY系</td> <td>YR、Y、N系</td> <td>表-6 (1) (2) の範囲内</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td>5.0以下</td> <td>7.0以上8.0以下</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 擁壁については地域風土に調和する色彩とする。</td> </tr> <tr> <td>形態</td> <td>・ 道路、公園から望見できる擁壁は、自然石を基調とした意匠とすることとし、原則、擁壁下側を樹木や地被類により緑化する（自然石により難しい場合は、擁壁面を緑化し、コンクリートの露出を抑えること）。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 道路境界に面する擁壁の天端からはね出した構造物（車庫等の部分も含む。）を造ってはならない。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	色彩 (外壁)	・ 工作物に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、次の範囲内の数値とする（無着色の木材、石材、ガラス、素焼きレンガ等で地域風土に調和する色彩のものを使用する部分は除く。）。	(1) 高さが5m以下の工作物は、次の範囲内の数値とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>N系</th> <th>YR系、Y系 (0～5.0Y)</th> <th>左記以外の色相</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明度</td> <td colspan="3">9.0以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>—</td> <td>4以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	N系	YR系、Y系 (0～5.0Y)	左記以外の色相	明度	9.0以下			彩度	—	4以下	2以下	(2) 高さが5mを超える工作物は、次の範囲内の数値とする。		①主たる背景が樹林の場合 ②主たる背景が空の場合 ③主たる背景が建築物等の場合		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>色相</td> <td>YR、Y、GY系</td> <td>YR、Y、N系</td> <td>表-6 (1) (2) の範囲内</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td>5.0以下</td> <td>7.0以上8.0以下</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>		①	②	③	色相	YR、Y、GY系	YR、Y、N系	表-6 (1) (2) の範囲内	明度	5.0以下	7.0以上8.0以下	2以下	彩度	2以下	2以下	2以下		・ 擁壁については地域風土に調和する色彩とする。	形態	・ 道路、公園から望見できる擁壁は、自然石を基調とした意匠とすることとし、原則、擁壁下側を樹木や地被類により緑化する（自然石により難しい場合は、擁壁面を緑化し、コンクリートの露出を抑えること）。		・ 道路境界に面する擁壁の天端からはね出した構造物（車庫等の部分も含む。）を造ってはならない。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">色彩</td> <td>・ 工作物に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、次の範囲内の数値とする（無着色の木材、石材、ガラス、素焼きレンガ等で地域風土に調和する色彩のものを使用する部分は除く。）。</td> </tr> <tr> <td>(1) 高さが5m以下の工作物は、次の範囲内の数値とする。</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>N系</th> <th>YR系、Y系 (0～5.0Y)</th> <th>左記以外の色相</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明度</td> <td colspan="3">9.0以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>—</td> <td>4以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>(2) 高さが5mを超える工作物は、次の範囲内の数値とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>①主たる背景が樹林の場合 ②主たる背景が空の場合 ③主たる背景が建築物等の場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>色相</td> <td>YR、Y、GY系</td> <td>YR、Y、N系</td> <td>表30-1 (1) (2) の範囲内</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td>5.0以下</td> <td>7.0以上8.0以下</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 擁壁については地域風土に調和する色彩とする。</td> </tr> <tr> <td>形態</td> <td>・ 道路、公園から望見できる擁壁は、自然石を基調とした意匠とすることとし、原則、擁壁下側を樹木や地被類により緑化する（自然石により難しい場合は、擁壁面を緑化し、コンクリートの露出を抑えること）。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 道路境界に面する擁壁の天端からはね出した構造物（車庫等の部分も含む。）を造ってはならない。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	色彩	・ 工作物に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、次の範囲内の数値とする（無着色の木材、石材、ガラス、素焼きレンガ等で地域風土に調和する色彩のものを使用する部分は除く。）。	(1) 高さが5m以下の工作物は、次の範囲内の数値とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>N系</th> <th>YR系、Y系 (0～5.0Y)</th> <th>左記以外の色相</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明度</td> <td colspan="3">9.0以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>—</td> <td>4以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	N系	YR系、Y系 (0～5.0Y)	左記以外の色相	明度	9.0以下			彩度	—	4以下	2以下	(2) 高さが5mを超える工作物は、次の範囲内の数値とする。		①主たる背景が樹林の場合 ②主たる背景が空の場合 ③主たる背景が建築物等の場合		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>色相</td> <td>YR、Y、GY系</td> <td>YR、Y、N系</td> <td>表30-1 (1) (2) の範囲内</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td>5.0以下</td> <td>7.0以上8.0以下</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>		①	②	③	色相	YR、Y、GY系	YR、Y、N系	表30-1 (1) (2) の範囲内	明度	5.0以下	7.0以上8.0以下	2以下	彩度	2以下	2以下	2以下		・ 擁壁については地域風土に調和する色彩とする。	形態	・ 道路、公園から望見できる擁壁は、自然石を基調とした意匠とすることとし、原則、擁壁下側を樹木や地被類により緑化する（自然石により難しい場合は、擁壁面を緑化し、コンクリートの露出を抑えること）。		・ 道路境界に面する擁壁の天端からはね出した構造物（車庫等の部分も含む。）を造ってはならない。
項目	基準																																																																																											
色彩 (外壁)	・ 工作物に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、次の範囲内の数値とする（無着色の木材、石材、ガラス、素焼きレンガ等で地域風土に調和する色彩のものを使用する部分は除く。）。																																																																																											
	(1) 高さが5m以下の工作物は、次の範囲内の数値とする。																																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>N系</th> <th>YR系、Y系 (0～5.0Y)</th> <th>左記以外の色相</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明度</td> <td colspan="3">9.0以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>—</td> <td>4以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	N系	YR系、Y系 (0～5.0Y)	左記以外の色相	明度	9.0以下			彩度	—	4以下	2以下																																																																															
	色相	N系	YR系、Y系 (0～5.0Y)	左記以外の色相																																																																																								
明度	9.0以下																																																																																											
彩度	—	4以下	2以下																																																																																									
(2) 高さが5mを超える工作物は、次の範囲内の数値とする。																																																																																												
	①主たる背景が樹林の場合 ②主たる背景が空の場合 ③主たる背景が建築物等の場合																																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>色相</td> <td>YR、Y、GY系</td> <td>YR、Y、N系</td> <td>表-6 (1) (2) の範囲内</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td>5.0以下</td> <td>7.0以上8.0以下</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>		①	②	③	色相	YR、Y、GY系	YR、Y、N系	表-6 (1) (2) の範囲内	明度	5.0以下	7.0以上8.0以下	2以下	彩度	2以下	2以下	2以下																																																																											
	①	②	③																																																																																									
色相	YR、Y、GY系	YR、Y、N系	表-6 (1) (2) の範囲内																																																																																									
明度	5.0以下	7.0以上8.0以下	2以下																																																																																									
彩度	2以下	2以下	2以下																																																																																									
	・ 擁壁については地域風土に調和する色彩とする。																																																																																											
形態	・ 道路、公園から望見できる擁壁は、自然石を基調とした意匠とすることとし、原則、擁壁下側を樹木や地被類により緑化する（自然石により難しい場合は、擁壁面を緑化し、コンクリートの露出を抑えること）。																																																																																											
	・ 道路境界に面する擁壁の天端からはね出した構造物（車庫等の部分も含む。）を造ってはならない。																																																																																											
項目	基準																																																																																											
色彩	・ 工作物に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、次の範囲内の数値とする（無着色の木材、石材、ガラス、素焼きレンガ等で地域風土に調和する色彩のものを使用する部分は除く。）。																																																																																											
	(1) 高さが5m以下の工作物は、次の範囲内の数値とする。																																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>N系</th> <th>YR系、Y系 (0～5.0Y)</th> <th>左記以外の色相</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明度</td> <td colspan="3">9.0以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>—</td> <td>4以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	N系	YR系、Y系 (0～5.0Y)	左記以外の色相	明度	9.0以下			彩度	—	4以下	2以下																																																																															
	色相	N系	YR系、Y系 (0～5.0Y)	左記以外の色相																																																																																								
明度	9.0以下																																																																																											
彩度	—	4以下	2以下																																																																																									
(2) 高さが5mを超える工作物は、次の範囲内の数値とする。																																																																																												
	①主たる背景が樹林の場合 ②主たる背景が空の場合 ③主たる背景が建築物等の場合																																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>色相</td> <td>YR、Y、GY系</td> <td>YR、Y、N系</td> <td>表30-1 (1) (2) の範囲内</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td>5.0以下</td> <td>7.0以上8.0以下</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>		①	②	③	色相	YR、Y、GY系	YR、Y、N系	表30-1 (1) (2) の範囲内	明度	5.0以下	7.0以上8.0以下	2以下	彩度	2以下	2以下	2以下																																																																											
	①	②	③																																																																																									
色相	YR、Y、GY系	YR、Y、N系	表30-1 (1) (2) の範囲内																																																																																									
明度	5.0以下	7.0以上8.0以下	2以下																																																																																									
彩度	2以下	2以下	2以下																																																																																									
	・ 擁壁については地域風土に調和する色彩とする。																																																																																											
形態	・ 道路、公園から望見できる擁壁は、自然石を基調とした意匠とすることとし、原則、擁壁下側を樹木や地被類により緑化する（自然石により難しい場合は、擁壁面を緑化し、コンクリートの露出を抑えること）。																																																																																											
	・ 道路境界に面する擁壁の天端からはね出した構造物（車庫等の部分も含む。）を造ってはならない。																																																																																											
98ページ 表30-4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">共通</td> <td>・ 重点地区基準は次のとおりとする。（ただし、公共公益上やむを得ないもので、形態、色彩、意匠その他表示方法が美観を害さないものは、この限りでない。）</td> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>・ 掲出個数は最大4枚（基、鏡）以下とする。</td> </tr> <tr> <td>総量</td> <td>・ 表示面積の合計は、0.5平方メートル以下とする。</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>・ 高さは2メートル以下とする。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・ 自己の用に供するもので、美観風致を害さないものとする。 ・ 可変表示式広告物は設置しない。 ・ 点滅式照明、可動式照明は設置しない。 ・ 敷地外に突出しない。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	共通	・ 重点地区基準は次のとおりとする。（ただし、公共公益上やむを得ないもので、形態、色彩、意匠その他表示方法が美観を害さないものは、この限りでない。）	数量	・ 掲出個数は最大4枚（基、鏡）以下とする。	総量	・ 表示面積の合計は、0.5平方メートル以下とする。	高さ	・ 高さは2メートル以下とする。	その他	・ 自己の用に供するもので、美観風致を害さないものとする。 ・ 可変表示式広告物は設置しない。 ・ 点滅式照明、可動式照明は設置しない。 ・ 敷地外に突出しない。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td>・ 屋外広告物の重点地区基準は、<b>西宮市屋外広告物条例</b>に基づき基準に準じる。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	共通	・ 屋外広告物の重点地区基準は、 <b>西宮市屋外広告物条例</b> に基づき基準に準じる。																																																																										
項目	基準																																																																																											
共通	・ 重点地区基準は次のとおりとする。（ただし、公共公益上やむを得ないもので、形態、色彩、意匠その他表示方法が美観を害さないものは、この限りでない。）																																																																																											
	数量	・ 掲出個数は最大4枚（基、鏡）以下とする。																																																																																										
	総量	・ 表示面積の合計は、0.5平方メートル以下とする。																																																																																										
	高さ	・ 高さは2メートル以下とする。																																																																																										
	その他	・ 自己の用に供するもので、美観風致を害さないものとする。 ・ 可変表示式広告物は設置しない。 ・ 点滅式照明、可動式照明は設置しない。 ・ 敷地外に突出しない。																																																																																										
項目	基準																																																																																											
共通	・ 屋外広告物の重点地区基準は、 <b>西宮市屋外広告物条例</b> に基づき基準に準じる。																																																																																											